

有効期間満了日 令和8年3月31日

熊交企第424号

令和2年10月15日

自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可の取扱いについて（通達）

遠隔型自動運転システムの公道実証実験については、「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可の取扱いについて（通達）」（令和元年9月27日付け熊交企第421号。以下「旧通達」という。）により取り扱うこととしてきたが、これまで本県での取扱いはない現状にある。

他方、令和元年6月5日に公布された道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号。以下「改正法」という。）により自動運行装置を使用する運転者の義務等に関する規定が整備され、本年4月1日から施行された。

改正法の施行を受け、限定地域での無人自動運転移動サービスの実用化に向けて、実証実験の実施主体の中には、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条第1項第20号に規定する自動運行装置を備える自動運転車を用いて、遠隔型自動運転システムの公道実証実験を実施することを検討している主体もある。

この度、上記の諸事情等を勘案し、警察庁において、「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準」が別添のとおり改訂されることとなったが、改訂の趣旨等は下記のとおりであるので、各位にあっては、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達については廃止する。

## 記

### 1 趣旨

自動運行装置を使用して車両等を走行させることも道路交通法（昭和35年法律第105号）上の運転であり、同装置が適切に作動している場合には、運転者が常に前方や周囲の状況を確認し、ハンドル等の操作を行うことが不要となるため、そのような場合における監視・操作者に係る規定が改定されるもの。

また、特別装置自動車の公道実証実験に係る道路使用許可申請について合理化するなど、所要の改訂が行われるもの。

### 2 内容

#### (1) 自動運行装置を使用した公道実証実験について

自動運行装置に付された使用条件で同装置を使用して走行させる場合には、監視・操作者は、実験車両が走行している間、直ちに必要な操作を行うことができる状態を保持していれば、必ずしも常に実験車両の周囲及び走行する方向の状況や実験車両の

状態を監視する必要はないこととする。

(2) 許可に係る手続の合理化について

これまで、特別装置自動車の公道実証実験においては、一つの実験であっても

- 実験車両を手動で走行させる場合
- 実験車両を自律的に走行させる場合

それぞれについて道路使用を受けなければならないとされていたが、これら2つの場合を合わせて1件の道路使用許可を受けるものとする。

(3) その他

最高速度に関する記載の変更等、所要の改訂を行うこととする。

3 留意事項

(1) 特別装置自動車の公道実証実験について

特別装置自動車の公道実証実験について、上記2 (2)のとおり道路使用許可は1件とするが、そのような場合であっても、自律走行させるための公道審査は、施設内審査及び路上審査を経た上で行うこと。

(2) その他

許可の審査を行うに当たって、疑義が生じた場合には、国土交通省、自動車メーカー等、専門的知見を有する者等の協力を求めるべき場合もあり得ることから、速やかに交通企画課企画係に相談すること。

4 各種報告について

公道実証実験に関する相談や自動運転車等が関係する交通事故等を受理した場合は、「自動運転車等に関する各種報告要領について（依頼）」（令和2年8月6日付け、熊交企第323号）により報告すること。